代表者、住所変更は(公財)日本防炎協会に対し、防炎登録の変更手続きが必要となりますのでご注意ください!

防炎表示者業務を行っている個人事業主または法人は変更(組織、代表者、住所等)があれば各種の手続きが必要となりますので、ご紹介します。

ただし、以下は防炎物品の裁断・施工・縫製業者の場合に限ります。

1. 変更手続きが必要な場合

① 申請者の住所が移転等で変更になった場合。

なお、市区町村が行う住所表示の変更は、変更手続きは不要ですが、通知(連絡)は必要です。

② 代表者の変更。

ただし、個人事業主の場合は新たな再申請が必要となります。

③ 名称(屋号、会社名)の変更。

2. 新たに再申請が必要な場合

① 個人名義で登録している場合の名義変更。

前名義は廃業届が必要となります。

② 個人事業主から法人への組織変更。

この場合も個人事業主としての廃業届が必要となります。

③ 法人の組織変更。

有限会社から株式会社への変更等。

前組織の有限会社の廃業届が必要。

- ④ 法人の合併または分離独立の場合。
 - (イ) 合併の場合

A社+B社でC社を設立した場合。

A社とB社の廃業届が必要。

(ロ) 登録されている法人で一部が別法人として独立し、防炎表示者 業務を行う場合。

例えばD社の工場が独立し、E工業株式会社として設立し、防炎表示者の業務を行う場合。

これによりD社が以後防炎表示者に係る業務を行わなければD社は 廃業届が必要となり、D社も引き続き防炎表示者の業務を行う場合は 既に登録している番号は継続されます。

一度、お手元の認定証について変更のつど手続きが行われているか、ご確認をお願いします。 詳細については(公財)日本防炎協会のホームページをご覧頂き、その他、問い合わせについては工連事務局または、最寄りの(公財)日本防炎協会までお願いします。